

京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第77号

京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第10号及び第11条第8号中「別表第1 幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員給料表」を「別表第1 幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員義務教育学校教育職員給料表」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(行財政局コンプライアンス推進室)